

# 佐世保市移住就業支援助成金のご案内

**県外移住者の引っ越しにかかる費用を支援します！**

佐世保市にU Iターンするけど、引っ越しにかかる経費が負担になるなあ

そのような時には、移住就業支援制度を利用しよう！



## 事業の目的

佐世保市への移住を促進することを目的として、佐世保市へ移住し、かつ就業（正規雇用）する方に、その引っ越しに係る経費の一部に対し、佐世保市移住就業支援助成金を交付します。

## 助成額

助成金は、1世帯につき1回限り交付され、佐世保市への移住前の住所地により、以下の額となります。

- 日本国外又は北海道、東北地方、関東地方からの移住  
30,000円/人
- 中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方からの移住  
20,000円/人
- 九州地方又は沖縄県からの移住  
10,000円/人

※助成金の額は、移住者の世帯人員の数に、1人あたりの助成額を乗じた額になります。

※佐世保市の離島（宇久島、寺島、黒島又は高島）へ移住する場合、1人あたりの助成額に5,000円が加算されます。

## 助成対象者

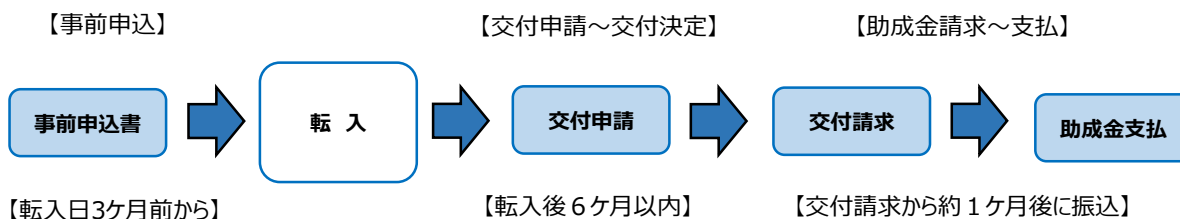
助成金の交付対象者は、次のいずれにも該当する方

- ①長崎県外に1年以上居住し、佐世保市内に移住した者であること。ただし転勤（規模拡大、会社移転は除く）、大学進学の場合は対象外
- ②世帯員のうち1人以上が、佐世保市内において就業（正規雇用）又は雇用型テレワーク従事者若しくは起業等していること。
- ③佐世保市への転入後、5年間定住すること。
- ④他の関係機関から本助成金に類似した引っ越し補助・支援金等を受けていないこと。
- ⑤世帯員が市町村税を滞納していないこと
- ⑥佐世保市への転入後、その属する世帯が町内会に加入すること。
- ⑦世帯主、若しくは配偶者が公務員でないこと。  
（一時的に別世帯の場合も含む）
- ⑧世帯員が、暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

※ その他、要件がございます。  
お気軽にお尋ねください



## 申請から補助金支払までの流れ



※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

## 【お問い合わせ】

佐世保市 企画部 西九州させば移住サポートプラザ  
 TEL : 0956-25-9251 FAX : 0956-25-3311  
 E-Mail : [uji-turn@city.sasebo.lg.jp](mailto:uji-turn@city.sasebo.lg.jp)

